

福島県特別支援教育推進プラン【2025年度版】

福島県教育委員会

【基本理念】「地域で共に学び、共に生きる教育」の推進

福島県学校教育審議会 答申 平成21年9月18日

目指す特別支援教育の姿は、障がいのある子ども一人一人のニーズに応じた教育を、地域の幼稚園等、小・中学校、高等学校、特別支援学校で行うことであり、関係機関とのより一層の連携を図りながら、特別支援教育を推進、充実させていくことを目指すものである。

1 本県の教育施策と基本的な方向性

【本県の教育施策】

○ 第7次福島県総合教育計画 令和3年12月

【施策3】学びのセーフティネットと個性を伸ばす教育によって多様性を力に変える土壌をつくる

【主な取組】地域で共に学び、共に生きる共生社会の形成に向けた特別支援教育の充実

- ・インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた、多様な学びの場や交流及び共同学習の一層の充実と整備
- ・「第二次福島県県立特別支援学校全体整備計画」に基づく特別支援学校の整備
- ・個別の教育支援計画及び個別の指導計画の活用や引継ぎによる、質の高い授業と合理的配慮の提供等によるきめ細かな指導の実現
- ・医療・福祉・保健・労働等関係機関との連携を深めた切れ目のない支援の充実
- ・医療的ケアを必要とする児童生徒が、地域の学校で学ぶことができる環境の整備
- ・県立高等学校における通級による指導の充実等により、特別な支援を必要とする生徒の卒業後を見据えた適切な指導や体制の構築
- ・高等学校と特別支援学校の併設校を中心とした交流及び共同学習の推進と、多様性を認め合う特色ある学校づくり
- ・特別支援学校や特別支援学級、通級による指導を担当する教員の特別支援学校教諭免許状所有率の向上と、特別支援教育に関する教員の専門性の向上

【基本的な方向性】

- ◆ 障がいのある子どもたちが、就学前、在学中、さらには卒業後においても、一貫した切れ目のない支援を受けることができるよう、医療・福祉・保健・教育・労働等の関係機関の連携を深め、地域で「共に生きる」ための体制づくりを進めます。
- ◆ 障がいのある子どもが、一人一人の教育的ニーズに応じて、地域の幼稚園等、小・中学校（義務教育学校を含む。以下同じ。）、高等学校、特別支援学校において、学ぶことができるよう、教員の専門性の向上、校内支援体制の整備・充実、すべての保護者に対する特別支援教育の理解の促進を図り、各学校における「共に学ぶ」環境づくりを進めます。

2 本県の学校教育指導の重点（特別支援教育）

○ 連続性のある多様な学びの場を重視した対応

- ・学びの連続性の確保、学びのつながりへの留意 等

○ 一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実

- ・教育的ニーズを整理し、その時点で最も適切な教育の提供
- ・障がいの特性に応じたICT機器の活用 等

○ 自立と社会参加に向けた教育の充実

- ・卒業後の視点を大切にしたカリキュラム・マネジメント 等

3 本県の現状と課題

① 特別な支援を必要とする児童生徒

- ・小・中学校の通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒小7.1%、中4.0%
- ・高等学校に在籍する特別な支援が必要な生徒2.4% *H30 本県調査
- ・小・中学校の特別支援学級在籍数の増加（R6：R5比563名増）H19比約3.88倍
- ・通級による指導を受ける児童生徒数の増加（R6：R5比99名増）H19比約4.39倍
- ・支援の必要な幼児児童生徒に対する個別的教育支援計画の作成・活用が課題（R6作成率全93.5% 幼82.6% 認こ64.9% 小95.3% 中93.8% 高39.1%）（R6引継ぎ率全85.6% 幼56.9% 認こ61.9% 小86.0% 中89.1% 高58.6%）

② 市町村における支援体制の整備

- ・各自治体においては、関係機関の役割の明確化や相談窓口の設置等が進んでいるが、相談支援ファイル等を引き継ぐシステムが不十分
- ・保健福祉部局と教育委員会などの関係機関の連携強化が課題

③ 各学校における指導支援の充実

- ・特別支援教育コーディネーターを中心とした校内研修の実施やケース会議の開催など、校内の支援体制づくり
- ・小・中学校、高等学校等の通常の学級における個別的教育支援計画の作成及び活用
- ・特別支援学校高等部卒業生の就職率（本県 R6卒業生 30.1% 全国平均30%程度）

④ 特別支援学校の整備充実

- ・長時間通学の負担軽減
- ・校舎の老朽化、震災で避難した学校への対応

4 本県の取組

○ 0歳から卒業後までの切れ目のない支援を行います

【主要事業 No.1】

➤ふくしまの誰一人取り残さない教育体制整備事業（以下「誰一人」）

- ・特別支援教育推進会議（年2回）
*委員：有識者・医療・福祉・保健・労働・各校種代表校長
- ・特別支援教育体制促進協議会（年2回 7地区）
*参加者：市町村教育委員会・福祉・保健 等
- ・教育支援協議会（年1回 7地区）
*参加者：市町村教育委員会・小学校管理職

★★市町村・
学校等の
体制整備★★

- ・就学の仕組み
- ・教育課程の
取扱い
- ・個別の教育支援
計画の活用等

○ 関係機関と支援の輪を築きます

➤ 誰一人：地域支援体制整備事業

- ・地域支援チーム戦略・連携会議（年3回 7地区）
*参加者：教育事務所・特別支援教育センター・特別支援学校・関係機関 等

➤ 県立学校における医療的ケア実施事業

- ・医療的ケア実施運営協議会
*委員：有識者・医療・福祉・保健・県立学校教頭・保護者
- ・医療的ケアサポート会議（医療的ケア実施校）
*参加者：医療・福祉・保健・保護者

○ 児童生徒等が充実した学校生活が送れるよう支えます

➤ 誰一人：地域支援体制整備事業

- ・特別支援学校25校に地域支援センターを設置
- ・特別支援学校10校の地域支援センターに特別支援教育アドバイザー（各1名）を配置：地域支援担当者と共に各学校等への相談・研修支援
- ・病弱特別支援学校2校の地域支援センターに入院児童生徒支援員（各1名）を配置：入院する児童生徒の支援体制構築
- ・ふたば支援学校の地域支援センターに双葉地区支援員（1名）を配置：双葉地区の児童生徒の学びと卒業後の暮らしをつなぎ、双葉地区の復興を支える
- ・特別支援学校地域支援センター主催の特別支援教育研修会 等

➤ 高等学校学習支援推進事業

- 発達障がい等のある生徒のための通級による指導（高校教育課）
- 身体に障がいのある生徒に対する支援事業（高校教育課）

○ 教員の専門性や資質の向上を図ります（個人の学び）

➤ 誰一人：特別支援教育研修推進事業（特別支援教育センター）

- ・特別支援教育に関する組織的かつ体系的な研修プログラム等の構築
- ・管理職をはじめとする全ての教員に対する特別支援教育に関する研修の機会の充実（*教員の研修ニーズ、学校種等に応じた研修内容・方法の検討）

◇ 研修の充実（特別支援教育センター）

- ・特別支援学級等新任担当教員研修会 ・通級指導教室担当教員研修会
- ・小・中学校、高等学校、特別支援学校特別支援教育コーディネーター研修会
- ・特別支援学校訪問教育・医療的ケア担当研修会 *参加者：各担当教員等
- ・専門研修 14講座 ・公開講座 7講座

◇ 教育相談の充実（特別支援教育センター・特別支援学校の地域支援センター）

◇ 福島大学教職大学院との連携 ◇ 特別支援学校教諭免許状保有率の向上

○ 特別支援学校の核となる実践力の向上（県全体での学び）

◇ ICT実践協議会（年1回 特別支援教育課）

- ・「ICTを指導する力」の向上及び環境整備 *参加者：情報担当者主任等

◇ 県立特別支援学校生徒指導担当者連絡協議会（年2回 特別支援教育課）

- ・小学部段階からの組織的・体系的な取組の充実 *参加者：生徒指導主事等

◇ 自立活動の指導実践研修会（年2回 特別支援教育センター）

- ・計画的・組織的な自立活動の指導力向上 *参加者：自立活動の指導的立場の教諭

◇ 教務主任・研修主任研修会（年2回 特別支援教育センター）

- ・教育活動の活性化を図る学校マネジメント力の向上 *参加者：教務主任・研修主任

○ 一人一人の自立と社会参加を目指します（進路実現と企業との連携強化）

【主要事業 No.2】

➤ 特別支援学校就労チャレンジ推進事業

【夢に向かってテクノチャレンジ事業】R6 大会総入場者数 923名

- ・特別支援学校作業技能大会（年1回 特別支援学校）*審査員：労働

【連携強化・就労推進事業】R6卒業生 30.1%

- ・特別支援学校高等部の生徒の就労促進～企業への理解・啓発及び関係機関との連携強化～
- ・県立特別支援学校進路指導担当者連絡協議会（年3回） *参加者：進路指導主事等

○ 特別支援学校の整備を進めます

【特別支援学校整備計画】

- ・福島県県立特別支援学校全体整備計画（H25.3.1公表）
- ・県立特別支援学校整備指針（H27.3.16公表）
- ・第二次福島県県立特別支援学校全体整備計画（H29.12.15公表）

【学習環境の整備】

- ・いわき支援学校くぼた校開校（平成27年4月）
- ・たむら支援学校開校（平成29年4月）
- ・石川支援学校たまかわ校開校（平成29年4月）
- ・聴覚支援学校福島校改築（令和元年8月）
- ・相馬支援学校の移転新築（令和2年4月）
- ・聴覚支援学校寄宿舎改築（令和2年12月）
- ・だて支援学校開校（令和4年4月）
- ・ふたば支援学校の双葉地区での再開（令和7年1月）
- ・あだち支援学校開校（令和7年4月）
- ・みなみあいづ支援学校の整備（令和8年度開校予定）

【問い合わせ先】 福島県教育庁特別支援教育課

〒960-8688

福島県福島市杉妻町2番16番（西庁舎）

電話：024-521-7780 FAX：024-521-7967

E-mail：k.tokubetsushien@pref.fukushima.lg.jp

